

改正通達の改正

関税法基本通達等の一部改正等についての一部改正について（令和7年10月7日財関第980号）が制定された。

これは、関税法基本通達等の一部改正等について（令和7年6月30日財関第656号）による輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについての改正で移出輸入申告関係の様式に不備があり（具体的に移出輸入申告であるのに蔵出輸入申告と同じ様式であり、移出輸入申告に必要な原料課税に対応していなかった）、正しいものに差し替えたものである。

これは私が気が付いて指摘したものである。

年度末とはことなり改正施行まで時間があったので通達の出しなおしではなく改正で間に合ったものである。

ただしこの改正は、様式の2ページ目以降に様式番号を記載してませんでしたが10月10日になんらの表示もなく記載のあるものに差替えになりました。記載漏れも指摘してありました。

ところでまだ指摘に対する回答メールは両方ともまだきてないですね。